

## ベビーシッター利用支援事業（連携型）をお申し込みの方へ

□ベビーシッター認定事業者との契約には、同封する「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」が必要になりますので、大切に保管してください。契約に当たっては、利用約款を十分に確認してください。

□育児休業中の方は、復職後2週間以内を目安に、同封の「復職証明書」の提出が必要になります。「復職証明書」の提出がない場合は、本制度の対象外となる場合があります。

復職日以降に利用したものが補助対象となります。

□産前産後休業中の方は利用できません。

□0歳児クラスの保育所入所申込をせず、1年間の育児休業を終了した後に復職する方が利用する場合は翌年度の保育所等の申込（4月入所1歳児クラス）が必須条件です。9月下旬発行予定の「入園案内」を確認の上、保育所等の申し込みをしてください。

□求職中の方は、仕事が決まったら「家庭状況（変更）確認書」と「就労証明書」を提出して下さい。本制度の初回利用日から3か月以内に仕事が決まらなかった場合や、必要書類の提出がない場合は、対象者確認書の期間内であっても利用は終了します。

□本制度は、認証保育所や認可外保育施設を利用している場合も利用できますが、「三鷹市認可外保育施設利用助成金」については補助対象外となります。また、三鷹市定期利用保育ひなたの利用はできません。

□認可保育所等の内定が出ると、本制度は利用できなくなります（内定を辞退した場合を含む）。

□本制度の対象者であることの確認のために、子ども育成課に提出された保育所等入所申込書類を確認させていただきますので、ご了承ください。

（登録後、利用契約後に行うこと）

□本制度の利用にあたっては、初回利用日の10開庁日前までに以下の書類を子ども育成課（市役所本庁舎4階45番窓口）へ提出してください。提出がない場合は、本制度の利用はできません。

- 1 ベビーシッター認定事業者と取り交わした契約書（写）
- 2 ベビーシッター利用支援事業アカウント発行申請書

□以下①②に該当する場合には、本事業の利用料が減免されます。

4月1日時点での年齢 (クラス年齢)	兄弟数	該当する補助事業	
		課税世帯	非課税世帯
0歳児クラス～2歳児クラス	第1子	該当なし	② 幼児・保育の無償化
	第2子以降	① 認可外利用助成制度	
3歳児クラス～5歳児クラス	問わず	② 幼児・保育の無償化	

① 認可外利用助成制度：本事業利用後に、改めて三鷹市から申請書を送付します。

② 幼児・教育の無償化：ベビーシッター利用前に幼児・保育無償化の申請が必要です。

三鷹市HP [https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_categories/index03003005.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_categories/index03003005.html) でご確認ください。

## ベビーシッター利用支援事業（利用の流れ）

- 1 【ベビーシッター利用支援事業 受付表】 の提出（窓口・郵送受付可）をしてください。
- 2 三鷹市より下記書類 が郵送にて送付されてきます。  
**郵送書類**
  - ① ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書
  - ② ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）認定事業者一覧
  - ③ 三鷹市ベビーシッター利用支援事業取扱要領、同利用約款、利用案内
  - ④ ベビーシッター利用支援事業 アカウント発行申請書（書式）
  - ⑤ 復職証明書（三鷹市所定書式）（申込時育児休業の方のみ）
- 3 2の書類到着後、上記2-② 認定事業者一覧 の中から、利用者が希望の事業者を選択して、連絡してください（「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください）。  
事業者等の選び方については、子ども家庭庁のHP「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認してください。  
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/babysitter/>
- 4 事業者との面談を経て、契約が成立した後、以下の書類を三鷹市へ提出してください。
  - ① 契約書のコピー
  - ② ベビーシッター利用支援事業 アカウント発行申請書（上記2-④を記入する）
  - ③ 復職証明書（三鷹市所定書式）※育児休業のかたのみ、復職後に提出
- 5 公益社団法人全国保育サービス協会 よりアカウントを郵送で通知します。
- 6 東京都ベビーシッター利用支援事業（連携型）におけるベビーシッターの利用が開始できます。

【お問合せ先・提出先】

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1  
三鷹市子ども政策部子ども育成課  
電話 0422-29-9673